

平成21年度職業能力開発実施計画

平成21年4月

山梨県商工労働部産業人材課

目 次

第1部 平成21年度における基本的な考え方	1
1 若年者の職業能力開発の推進	1
2 産業を支える人材の育成	1
(1) 民間における職業能力開発の促進	1
(2) 公共職業訓練（専門課程・普通課程）の充実	1
(3) 公共職業訓練（短期課程）の充実	2
3 現場力の強化と技能の維持・継承	2
4 多様な教育訓練機会の確保・提供	2
5 職業キャリア形成を支援する取組の促進	2
第2部 平成21年度施策の取り組み	
1 若年者の職業能力開発の推進	3
(1) 民間等における職業能力開発の推進	3
① 技能体験	
② 技能継承	
(2) 公共職業訓練	4
① 若年コース（委託訓練活用型デュアルシステム）	
② 再チャレンジコース	
③ 企業実習先行型訓練システム	
2 産業を支える人材の育成	5
(1) 民間における職業能力開発の促進	5
① 職業能力開発推進体制の確立に対する援助	
② 認定職業訓練の促進	
③ 企業における教育訓練の促進及び助成制度の普及拡大	
④ 中小企業人材開発センター（地域職業訓練センター）の効果的運営	
(2) 公共職業訓練（専門課程・普通課程）の充実	6
① 県立産業技術短期大学校	
② 県立職業能力開発校	
(3) 公共職業訓練（短期課程）の充実	7
① 離転職者訓練	
② 在職者訓練	
③ 雇用・能力開発機構山梨センター	
3 現場力の強化と技能の継承・振興	10
(1) 現場力の強化に向けた技能者の育成・確保	10
① 技能検定の促進	
② ものづくり立国の推進事業	
③ 技能継承のための事業	

④ 地場産業振興人材育成支援事業	
(2) 技能の継承	11
(3) 技能の振興	11
① ものづくり技能塾	
② ものづくり立国の推進事業	
③ ものづくり体験事業	
④ 技能五輪全国大会への参加	
⑤ 障害者技能競技大会（アビリンピック）	
⑥ 各種顕彰事業	
(4) 技能者の評価の推進	12
4 多様な教育訓練機会の確保・提供	12
(1) 職業キャリアの各段階に応じた支援	12
① 準備期における支援	
② 発展期における支援	
③ 円熟期における支援	
(2) 福祉から自立に向けた支援	13
① 障害者への職業訓練	
② 障害者の雇用・就業の促進による社会的自立への支援	
③ 母子家庭の母等の職業訓練	
5 国際化と職業能力開発	16
6 職業能力開発施策の推進体制	16
(1) 公共部門と民間部門との役割分担	
(2) 施策評価を通じた効率的な施策の推進	
(3) 施策の周知・広報	
7 推進目標	17

第1部 平成21年度における基本的な考え方

平成20年9月の米大手証券会社の破綻に端を発した世界的金融危機が、幅広く実体経済に波及し、本県においても、急激に企業業績や雇用情勢が悪化している。

雇用情勢については、有効求人倍率が過去最低を記録するとともに、非正規雇用者の雇い止めや中途解雇などによる雇用調整も拡大するなど、今後、離職者は増加すると考えられる。このため、離職者を対象とした訓練を拡充し、離職者の再就職を促進する必要がある。

前年度、県立職業能力開発施設について、定員割れの訓練科、老朽化した施設の立て替えや耐震化など様々な課題に対し、県職業能力開発審議会から職業能力開発施設の見直しの方角性についての報告を受け、今年度は、職業能力開発施設在り方検討委員会を設置し、職業能力開発施設の具体的な見直しを検討していくこととする。

また、技術系人材の確保・育成に関しては、平成19年度末に策定された「技術系人材の確保・育成対策アクションプラン」の進行管理を適切に行い、時代や産業界のニーズに対応した人材の確保・育成等のための施策を総合的に推進していくこととする。

こうした課題に対応するため、第8次山梨県職業能力開発計画に基づき、平成21年度実施計画を作成し、取組の具体化を図るものとする。

平成21年度に取り込むべき課題は次のとおりとする。

1 若年者の職業能力開発の推進

若年失業者、フリーター及び正規雇用を希望しながら就職できない若年者などの職業的自立を促進するため、職業能力開発をはじめ、若年者の態様に応じたきめ細かな支援を行う。

また、ものづくりに対する若者の就業意欲を喚起し、その重要性を理解するよう技能体験の機会を設ける。

2 産業を支える人材の育成

(1) 民間における職業能力開発の促進

我が国の経済社会全体にとって、ものづくり産業は、その存在なくして維持・発展があり得ない重要な役割を担っている。しかしながら、世界同時不況や技術革新の進展等により、企業を取り巻く環境は引き続き急激な変化が想定され、企業は長期的視点に立ち、OJT（業務の遂行過程内において行う職業訓練）も含めた職業能力開発への計画的な取組が求められている。

このため、県では、企業による労働者の職業キャリア形成への取組に対する助成制度等の支援を行う。

(2) 公共職業訓練（専門課程・普通課程）の充実

産業の高度化・多様化が進展する中で、企業ニーズに的確に対応した人材の育成が求められている。

このため、産業技術短期大学校、都留高等技術専門校及び峡南高等技術専門校が行

う若年者を対象とした職業訓練の充実と定員確保を図る。

今年度は、景気後退による製造業等の新卒者の次年度採用人数の減少が見込まれることから、早めの訓練生の就職支援を実施する必要がある。

また、産業技術短期大学校と工業系高校との連携については、今年度、総合学科高校の専門分野の授業に短大校職員が出向いて担当する等の事業を実施し、カリキュラムの見直しや実習の協力などによる高度化の検討を継続していく。

なお、平成19年度に策定された山梨県耐震化促進計画により、平成27年度までにすべての県有施設を耐震化することとされたが、都留、峡南の両高等技術専門校は耐震補強が必要とされ、大規模な工事となることが予想されるので訓練科目の再編も含めて施設の整備を職業能力開発施設在り方検討会で検討する。

(3) 公共職業訓練（短期課程）の充実

今年度当初から、離職者が増加し、求職者がさらに増えることが予想されることから、離職者を対象とした訓練、緊急離転職者訓練（委託訓練）を拡充し、離職者の再就職を促進する。

また、労働者の価値観やライフスタイルが変化する中で、多様な働き方を選択する労働者や職業キャリアを中断した者の雇用のセーフティネットの観点から、職業能力のミスマッチの解消に向け、企業のニーズに即した離転職者訓練の充実を図る。

3 現場力の強化と技能の維持・継承

「団塊の世代」が一斉に退職することにより現場の技能が低下することや若年者を中心としたものづくり離れ、更に、熟練技能者の高齢化などが、産業の維持、発展に影響を及ぼすことが懸念されている。このため、ものづくり産業における技能継承について対応を行う。

4 多様な教育訓練機会の確保・提供

労働者の価値観が多様化する中で、個人のライフスタイルに合わせた多様な働き方に応じた中長期的かつ継続的な職業能力開発が重要である。

このため、労働者の自発的な能力開発への取組に対し、職業能力開発機会の提供、相談、情報提供等への取組を強化する。

5 職業キャリア形成を支援する取組の促進

働く者の職業能力開発をめぐっては、職業キャリアの各段階における様々な課題への対応が求められている。

このため、職業生活に入る前の「準備期」、職業生活に入っている「発展期」、職業生活の引退過程に入る「円熟期」の三段階ごとに、必要な教育訓練を実施する。

また、働く者の職業能力開発の推進にあたっては、労働者等のニーズに合った多様な教育訓練機会を提供する。

第2部 平成21年度施策の取り組み

本年度は、次の事項について重点に取り組むものとする。

1 若年者の職業能力開発の推進

(1) 民間等における職業能力開発の推進

少子化や理工系離れなど、若者のものづくり離れが進み、団塊の世代の大量退職等と相まってものづくりの技能継承への影響が懸念されることから、若者のものづくりへの理解と関心を高めることや技能の継承を目指して次の事業を行う。

① 技能体験

ア 高校生インターンシップ事業

生徒が自己の将来や進路に対して理解を深めながら、地域の産業や経済社会に直接触れ、勤労観や職業観を深めることを目的として、県教育委員会が平成16年度から実施している高校生のインターンシップ事業について、外部講師による事前指導（講演等）や、事例発表会など実施して事業の推進を図る。

イ 地域産業の担い手育成プロジェクト（クラフトマン21）事業

実践的なものづくり人材の育成のため、県立の3工業高校（韮崎、甲府、谷村）が県内企業と連携し、生徒の企業での実習、企業技術者による学校での技術指導、教員の企業現場での実習、企業と生徒の共同研究などを実施する。経済産業省と文部省からの委託事業として、（財）やまなし産業支援機構と県教育委員会が平成19年度から3カ年の事業として取り組んでいるものであり、事業最終年度となる今年度においては、事業実施と同時に成果の総括的なまとめを行い、成果を来年度以降にどのような形でつないでいくかの検討を行う。

ウ 山梨大学工学部との連携事業

・地域産業リーダー養成特別枠用教育プログラムへの助成事業

山梨大学工学部に、県及び産業界からの強い要請に応えるかたちで今年度の新入生から県内高校生を対象とした「地域産業リーダー養成特別枠」が設置されたことから、大学が当該学生に対して行う特別演習や特別インターンシップに要する実施経費について山梨大学工学部へ助成する。

・産学官連携インターンシップ事業

技術系人材育成対策の一環としてアクションプランの中に位置づけられた産学官が連携したインターンシップ制度を検討していくためのモデル事業として、山梨大学工学部と県内機械電子関連企業が連携したインターンシップを行う。

エ ものづくり技能塾

産業技術短期大学校と峡南高等技術専門校が、県下の高校生に高度な技術・技能にふれさせることにより、ものづくりへの関心を高め、生徒自らの進路決定に

資することを目的として体験講座を実施する。

- ・ 産業技術短期大学校：(コース及び定員は未定)

7月29日～31日

8月3日～5日

8月6日～8日

- ・ 峡南高等技術専門校：(日程及び定員は未定)

8月 自動車整備コース

8月 木造建築コース

オ ものづくり立国の推進事業

県職業能力開発協会が、若年者の技能尊重気運を高めるための事業を実施する。

- ・ 各種技能競技大会等の推進事業
- ・ 熟練技能の維持・継承に対する支援事業（工業系高校等への高度熟練技能者の派遣）

高度熟練技能者が、工業系高校の生徒や機械課程に携わる教師及び産業技術短期大学校の学生を対象に実技指導を行う。各学校等で1日実施。

- ・ 若年者に対する技能啓発の推進事業（ものづくり体験教室）

高度熟練技能者が、企業の工場・施設等で小中学生の親子のものづくり体験を指導する。 実施、参加予定（未定）

カ ものづくり体験事業

県、県職業能力開発協会、県技能士会連合会が共催して、小中学生、父母、県民を対象に技能体験の機会を設ける。

実施：11月14日（土）～15日（日） 県民の日

② 技能継承

県が県技能士連合会に委託して、高度熟練技能者や1級技能士が、在職の若年技能者等を対象に「やまなし匠の技・伝承塾」において技能継承を行う。

- ・ 研修人員：若年者、指導員、教員等18人
- ・ 職 種：機械金属加工 切削加工コース10人 金型製作コース8人
- ・ 期 間：8月～翌年3月 15日間（土曜日：計約90時間）
- ・ 実施場所：産業技術短期大学校

(2) 公共職業訓練

若年離職者を対象に、民間教育訓練機関に委託して実施する。

① 若年コース（委託訓練活用型デュアルシステム）

- ・ 実施施設：雇用・能力開発機構山梨センター
- ・ 訓練科名：企画・営業事務科、Webコーディネータ科、システム管理科、ビジネスパソコン実務科、IT経理事務科：5コース、計9回
- ・ 定 員：1回定員20人の延べ180人

・実施期間：4ヶ月（座学3ヶ月、企業実習1ヶ月）

② 再チャレンジコース

・実施施設：雇用・能力開発機構山梨センター

・訓練科名：ビジネスマネジメント科（定員17人）、医療・介護事務科（定員17人）、Webマスター科（定員16人）

・実施期間：3か月

③ 企業実習先行型訓練システム

実施施設：雇用・能力開発機構山梨センター

定員：20人

実施期間：企業実習1ヶ月以上、座学3ヶ月以内

2 産業を支える人材の育成

(1) 民間における職業能力開発の促進

① 職業能力開発推進体制の確立に対する援助

ア 労働者に対するキャリア・コンサルティング、事業主に対する労働者のキャリア形成支援に関する専門的な相談・援助、情報提供等を行うため、雇用・能力開発機構山梨センターにキャリア形成支援コーナーを設置し、労働者のキャリア形成を支援する。また、県職業能力開発協会にキャリア形成アドバイザーを配置し、労働者のキャリア形成を支援する。

イ 企業内における職業能力開発の中核的な役割を担う職業能力開発推進者の選任を促進する。また、推進員の資質の向上と活動を強化するため、県職業能力開発協会等と連携し、「職業能力開発推進者講習」を実施するとともに、「職業能力開発推進者経験交流プラザ」を開催する。

ウ 的確な職務分析に基づいた職業能力評価を実現するための職業能力形成システムに基づいて、訓練を実施する企業の「評価者」に対して県職業能力開発協会において、評価者育成コーディネーターを配置して、専門家の登録を行い支援を求める企業に派遣する。

② 認定職業訓練の促進

ア 認定職業訓練は、雇用する労働者のキャリアアップ及び企業の技術水準の維持、向上を図るための企業の職業能力開発を支援する制度である。認定された職業訓練に対して、国及び県で、事業費の2/3を補助するものであり、時間的、経済的制約の中で、職業訓練の実施が厳しい中小企業に対して、この制度の普及・振興に努めるとともに、新規認定校の開拓を積極的に行う。

イ 認定職業訓練のカリキュラムや実施体制の見直しの促進による認定職業訓練の充実を図るとともに、事務指導及び指導監査による円滑な運営の促進を図る。

③ 企業における教育訓練の促進及び助成制度の普及拡大

ホワイトカラーの職業能力開発の成果の適正な評価を推進するため、山梨県職業能力開発協会と連携し、ビジネス・キャリア検定試験の周知を図るとともに、企業における労働者の処遇改善に向けた制度の活用を促進する。

また、企業における教育訓練の促進、労働者の職業生活設計に即した職業能力開発のため、キャリア形成促進助成金等の活用促進を図る。

④ 中小企業人材開発センター（地域職業訓練センター）の効果的運営

ア 県内企業で働く労働者の能力開発や事業主等が行う職業能力開発の取組を促進する中核施設としての機能強化を図る。

イ 企業訪問、マスコミを通じたPR、業界団体を通じての啓発等様々な広報手段を通じて、施設の一層の利用の促進を図る。

(2) 公共職業訓練（専門課程・普通課程）の充実

① 県立産業技術短期大学校

産業界のニーズに的確に対応するよう専門課程の訓練内容及び訓練設備の一層の充実を図るとともに、本県産業の高度化や新技術、新分野展開の役割を担う高度な技術・技能及び知識を併せ持った実践技術者を育成するため専門課程の職業訓練を行う。また、カリキュラムや施設の相互利用など工業系高校との連携を検討する。

区 分	定 員			在 籍 者 数		
	1 学年	2 学年	総定員	1 学年	2 学年	計
生産技術科	20	20	40	18	10	28
電子技術科	30	30	60	29	19	48
観光ビジネス科	20	20	40	22	16	38
情報技術科	30	30	60	31	28	59
合 計	100	100	200	100	73	173

(平成 21 年 4 月 6 日現在)

② 県立職業能力開発校

普通課程の訓練内容及び訓練設備の一層の充実を図り、企業において即戦力となる人材を養成し、早期就職の促進を図る。

ア 都留高等技術専門校

訓練課程	訓練科名	定員	訓練期間	在籍生数	備 考
普通課程	OAビジネス科	20	1年	17	
普通課程	電気システム科	20	1年	16	
小 計		40	—	33	

(平成21年4月8日現在)

イ 峡南高等技術専門校

訓練課程	訓練科名	定員	訓練期間	在籍生数	備 考
------	------	----	------	------	-----

普通課程	自動車整備科	40	2年	42	定員20名×2年課程
普通課程	建築科	20	1年	9	
小計		60	—	51	

(平成21年4月8日現在)

(3) 公共職業訓練（短期課程）の充実

離転職者のうち再就職を希望する者を対象に、1年間未満の期間で多様な実践的訓練を実施する。

① 離転職者訓練

ア 通常離転職者訓練

都留高等技術専門校、峡南高等技術専門校、就業支援センターの施設内において短期課程の職業訓練を行う。

出産・育児などで退職し、再就職を目指す女性のための訓練には、引き続き託児サービスを備え、受講者の便宜を図る。

実施施設	訓練科名	定員	訓練期間
都留高等 技術専門校	機械科 1班	10	6ヶ月 4/8 ~ 9/29
	2班	10	6ヶ月 10/7 ~ 3/25
	服飾科 1班	15	6ヶ月 4/8 ~ 9/29
	2班	15	6ヶ月 10/7 ~ 3/25
	家屋営繕科	10	6ヶ月 6/4 ~ 11/19
	パソコン科	20	2ヶ月 8/26 ~ 10/27
小計	4コース	80	
峡南高等 技術専門校	造園科 1班	15	6ヶ月 4/10 ~ 9/25
	2班	15	6ヶ月 10/8 ~ 3/24
	服飾科 1班	15	6ヶ月 4/10 ~ 9/25
	2班	15	6ヶ月 10/8 ~ 3/24
	内装リフォーム科	10	5ヶ月 10/8 ~ 3/3
小計	3コース	70	
就業支援 センター	福祉サービス 1班	20	6ヶ月 4/9 ~ 9/25
	2班	20	6ヶ月 10/6 ~ 3/25
	総合ビジネス科	30	4ヶ月 11/5 ~ 3/10
	パソコン応用 1班	20	3ヶ月 8/26 ~ 11/25
	2班	20	3ヶ月 12/2 ~ 3/8
	総合事務科	20	3ヶ月 5/12~8/5
小計	4コース	130	
合計	11コース	280	

イ 緊急離転職者訓練

都留高等技術専門校、峡南高等技術専門校、就業支援センターが民間教育訓練

機関等に委託して短期課程の職業訓練を行う。

実施施設	訓練科名	定員	訓練期間
都留高等 技術専門学校	訪問介護員養成コース①	20	3ヶ月
	訪問介護員養成コース②	20	3ヶ月
	介護・医療事務科	20	3ヶ月
	経理事務科①	20	3ヶ月
	経理事務科②	20	3ヶ月
	I Tネットワーク活用科	20	3ヶ月
	求人セット型委託訓練	10	3ヶ月（随時）
小計	7コース	130	
峡南高等技 術専門学校	ビジネスI T科①	20	3ヶ月
	ビジネスI T科②	20	3ヶ月
	パソコン実践科①	20	3ヶ月
	パソコン実践科②	20	3ヶ月
	E-ビジネス科	20	3ヶ月
	I T技術科	20	6ヶ月
小計	6コース	120	
就業支援 センター	介護福祉士養成コース①	10	24ヶ月
	介護福祉士養成コース②	10	24ヶ月
	訪問介護員養成コース①	20	3ヶ月
	訪問介護員養成コース②	20	3ヶ月
	訪問介護員養成コース③	20	3ヶ月
	訪問介護員養成コース④	20	3ヶ月
	介護・医療事務科	20	3ヶ月
	農業科	40	9ヶ月
	調理科①	20	3ヶ月
	調理科②	20	3ヶ月
	求人セット型委託訓練	30	3ヶ月（随時）
小計	11コース	230	
合計	24コース	480	

② 在職者訓練

就業形態の多様化により労働者に求められる職業能力も多様化していく中で、在職者（高校、大学生も含む）を対象に柔軟で多様な職業訓練を短期間で実施し、労働者の職業能力の向上を図る。

訓練は多様な訓練コースを設けているが、特定の技術・技能・知識の習得に向けて、企業ニーズに応じてカリキュラムを作成するオーダーメイド型訓練を充実する。

ア 短期課程

区分	コース数	回数	定員
産業技術短期大学校	18	22	440

都留高等技術専門学校	26	28	520
峡南高等技術専門学校	19	24	550
就業支援センター	35	39	760
合計	98	113	2,270

イ 専門短期課程

区分	コース数	回数	定員
産業技術短期大学校	4	4	40

ウ オーダーメイド型訓練

区分	コース数	回数	定員
産業技術短期大学校 都留高等技術専門学校 峡南高等技術専門学校 就業支援センター	最大 15	最大 15	最大 150

③ 雇用・能力開発機構山梨センター（ポリテクセンター山梨）

ア 施設内訓練（アビリティーカーコース）

再就職希望者を対象に施設内における短期課程の職業訓練を行う。

コース名	定員	訓練期間
テクニカルオペレーション科	18	4月3日～9月29日
	18	7月1日～12月25日
	18	10月1日～3月30日
	18	1月5日～6月30日
金属加工科	18	4月3日～9月29日
	18	7月1日～12月25日
	18	10月1日～3月30日
	18	1月5日～6月30日
産業技術科	22	9月上旬～3月30日
	22	3月上旬～9月下旬
住宅技術科	18	4月3日～9月29日
	18	7月1日～12月25日
	18	10月1日～3月30日
	18	1月5日～6月30日
建築CADサービス科	18	4月3日～9月29日
	18	7月1日～12月25日
	18	10月1日～3月30日

	18	1月5日～6月30日
電気設備科	18	4月3日～9月29日
	18	7月1日～12月25日
	18	10月1日～3月30日
	18	1月5日～6月30日
合計	404	

イ 委託職業訓練

就職希望者を対象に民間教育訓練機関等に委託して短期課程の職業訓練を行う。

区分	コース数	定員	訓練期間
若年コース	9	180	座学3ヶ月+企業実習1ヶ月
知識実践修得コース	3	60	座学3ヶ月+企業実習1ヶ月
再チャレンジコース	3	50	座学3ヶ月
企業実習先行型訓練システム	—	20	企業実習1ヵ月以上、座学3ヶ月以内
実習等訓練コース (求人セット型訓練)	—	20	企業実習 原則3ヶ月
合計	15	330	

ウ 在職者訓練

在職者（高校、大学生も含む）を対象に高度な短期間の職業訓練を行う。

区分	コース数	回数	定員
レディーメイド	17	23	213
オーダーメイド	未定	未定	未定
合計			未定

3 現場力の強化と技能の継承・振興

(1) 現場力の強化に向けた技能者の育成・確保

① 技能検定の促進

県職業能力開発協会との連携により、多くの労働者に技能検定制度の受検を勧め、技能の向上、社会的地位、待遇の改善を進める。

② ものづくり立国の推進事業（再掲）

③ 技能継承のための事業（再掲）

④ 地場産業振興人材育成支援事業

地場中小企業が技術力・管理力の向上を図るため、技術者または技能者の教育研修を行う場合に、地場中小企業に奨励金を交付するとともに、教育研修を受け入れる企業に対しても助成を行う。

本制度を企業が積極的に活用するよう、関係団体等と連携する中で、事業の周知を図る。

(2) 技能の継承

① 「やまなし匠の技・伝承塾」 (再掲)

② ものづくり立国の推進事業 (県職業能力開発協会国委託事業)

技能継承等インストラクターの養成事業 (団塊世代の労働者を活用した技能継承等の推進)

③ 「技能継承等支援センター」 (県職業能力開発協会内に設置) において、技能継承への取組方法等の情報提供、実践的な人材育成、技能継承に関する先進事例等の紹介、助成金の活用できる施策等の紹介を行う。

(3) 技能の振興

① ものづくり技能塾 (再掲)

② ものづくり立国の推進事業 (再掲)

③ ものづくり体験事業 (再掲)

④ 技能五輪全国大会への参加

技能者が持つ技能の向上と技能者の地位の向上、技能の振興を図ることを目的に開催される技能五輪全国大会への参加を積極的に推進する。

・第47回技能五輪全国大会

実施期間：10月23日(金)～10月26日(月)

開催地：茨城県内の施設 (ひたちなか市総合運動公園ほか)

⑤ 障害者技能競技大会 (アビリンピック)

障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進を図ることを目的に開催する。

・第29回山梨県障害者技能競技大会 (県内アビリンピック)

実施期間：10月18日(日)

開催地：山梨県中小企業人材開発センター

・第31回全国障害者技能競技大会

実施期間：10月30日（金）～11月1日（日）

開催地：茨城県内の施設（ひたちなか市総合運動公園ほか）

⑥ 各種顕彰事業

広く社会一般に技能尊重の気運を醸成し、技能者の社会的、経済的地位及び技能水準の向上を図るため、卓越した技能者の表彰など各種顕彰事業を実施する。

(4) 技能者の評価の推進

技能者の技能の向上、社会的地位や待遇改善のため、技能検定の受検者数の増加に向け取組を行う。また、企業が能力評価や雇用の際の基準にしたり、労働者が目標を持って能力開発に取り組めるよう、所有する資格や職業訓練歴などを記載したキャリアパスポートの普及を図る。

4 多様な教育訓練機会の確保・提供

(1) 職業キャリアの各段階に応じた支援

地域産業の活性化を進め、本県の活力を将来にわたり維持・拡大していくためには、地域産業の基盤を担う人材の育成が極めて重要であり、そのためには産学官労が連携して取組を進めることが必要である。このため、平成20年2月に策定した「技術系人材の確保・育成対策アクションプラン」に沿って具体的な事業を進めるとともに、産学官労の有識者からなる「産学官労連携人材確保・育成推進会議」を開催して、アクションプランの進行管理や中長期的な視点からの効果的な人材育成策の検討を行う。

① 準備期における支援

将来の職業生活への準備のため、小中学校等と連携し初等・中等教育段階から生徒・児童が技能に触れ合う機会を提供する。

高校生を対象とした「ものづくり技能塾」、工業系高校等への高度熟練技能者の派遣事業、企業の工場等での小中学生の親子の「ものづくり体験教室」等を実施する。

また、若年者の態様に応じたキャリア・コンサルティングの実施、新規学校卒業者等に対する公共職業訓練の実施、フリーターや若年失業者に対する訓練等により、訓練受講機会の充実を図る。

② 発展期における支援

ア 企業における能力開発の取組への支援

企業における計画的かつ体系的な職業能力開発に向けた取組を促進するため、職業能力開発推進者の一層の活用、キャリア形成促進助成金その他事業内職業能力開発に対する支援制度の活用を促進するとともに、認定職業訓練制度の活用などにより、企業における計画的なOJTやOFF-JT（業務の遂行の過程外において行う職業訓練）等の実施を促進する。

イ 職業キャリアの中断を余儀なくされた者等への支援

雇用のセーフティネットとしての離転職者訓練の機動的な実施や、職業安定機関との一層の連携強化により、早期かつ円滑な再就職の実現を図る。

また、出産・育児・介護等により職業キャリアを中断した者が再就業を希望する場合については、キャリア・コンサルティングを受けやすい体制の整備や職業能力開発に関する情報の提供に努める。同時に、男女共同参画推進センター、子育てほっとステーション、やまなし女性の応援サイトなどと連携し、職業能力開発施策に関して情報が広く提供される環境の充実を図る。

③ 円熟期における支援

離転職者訓練及び在職者訓練について、訓練科目・訓練コースや訓練内容の見直しを行うとともに、訓練コースに関する情報提供、能力開発相談の充実に努める。

また、再就職等を希望する高齢者に対しては、民間教育訓練機関等への委託訓練を活用し、多様な職業能力開発の機会を提供する。

さらに、企業が円熟期を迎えた労働者に対し行う退職後の再就職・就業等に向けた支援を促進する。

(2) 福祉から自立に向けた支援

① 障害者への職業訓練

障害者の自立を促すため、次のとおり職業訓練を実施する。

「一般校を活用した障害者職業能力開発事業」については、昨年に引き続き知的障害者対象コース「総合実務科」を就業支援センターの施設内訓練として実施する。

「障害者就職支援コーディネーター」による、訓練受講者への積極的な就職支援を行う。

「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」については、障害者職業訓練コーディネーター、就職支援コーディネーターに加え、カリキュラム作成への助言や訓練生の就職サポートを行う「障害者職業訓練トレーナー」を新設する。また、今年度から新たに、特別支援学校で就職未定者を対象とした訓練を実施することから、訓練実施企業開拓など行う「学卒障害者能力開発アドバイザー」を設置する。

ア 一般校を活用した障害者職業能力開発事業

- ・ 実施校：就業支援センター
- ・ 訓練科：総合実務科
- ・ 対象者：知的障害者
- ・ 定員：20人
- ・ 実施期間：1年

イ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

- ・ 実施校：都留高等技術専門校、就業支援センター

- ・ 訓練形態：民間教育訓練機関等に委託
- ・ 訓練コース：以下のとおり（予定）

校名	訓練コース	定員	訓練期間	対象障害者
都留 高等 技術 専門 校	パソコン基礎コース	5	3ヶ月	身体
	実践トレーニングコース	5	3ヶ月以内随時	身体, 知的, 精神
	小 計	10		
就業 支援 セン ター	パソコン基礎コース	10	3ヶ月	身体, 知的, 精神
	ビジネスソフト実務コース①	10	3ヶ月	身体
	ビジネスソフト 実務コース②	10	3ヶ月	身体
	OA経理事務コース	10	3ヶ月	身体
	介護サービスコース	5	3ヶ月	知的, 精神
	就労準備コース	10	3ヶ月	身体, 知的, 精神
	実践トレーニングコース	30	3ヶ月以内随時	身体, 知的, 精神
	特別支援学校対象者コース	10	3ヶ月以内随時	身体, 知的, 精神
小 計	95			
合 計	105			

ウ 障害者就職支援コーナーの設置

障害者の職業能力相談等を通して就業支援を行う。

- ・ 設置場所：就業支援センター
- ・ 配 置：障害者職業訓練コーディネーター
障害者就職支援コーディネーター 計2名

エ 障害者職業能力開発校への入校促進のための奨励金

県外の障害者職業能力開発校（本県には未設置）へ入校した者に対して、教材費、交通費、転居費用等の一部を援助する。

- ・ 支給額：一人 40,000円（入校時に支給）

オ 障害者訓練開拓推進員の設置

障害者の就労を支援するため、今年度から新たに、障害者向け職業訓練の委託先企業の開拓を行う専任スタッフを、社会福祉法人等に委託し設置する。

② 障害者の雇用・就業の促進による社会的自立への支援

ア 各種助成

公共職業安定所や事業主等との密接な連携のもと、職場適応訓練の実施や重度障害者雇用促進助成金等の各種助成、支援制度の周知を図る。

イ 「障害者雇用運動」の実施

本県の障害者雇用率は、1.52%と法定雇用率の1.8%を下回っている。このため、障害者の雇用に関する県民、事業主の関心と理解を一層深めるため、山梨労働局、山梨県雇用促進協会とともに、次のとおり障害者雇用支援運動を実施する。

- ・障害者雇用啓発キャンペーン：9月上旬 早朝 甲府駅前
 - ・県障害者技能競技大会の開催：10月18日(日)県中小企業人材開発センター（再掲）
 - ・広報誌等による周知、啓発：県情報誌「やまなし労働」、新聞掲載等
 - ・障害者雇用優良事業所等表彰を通じて障害者の雇用の安定、拡大を図る。
 - ・職業相談会の開催：10月中旬 各公共職業安定所
- *障害者雇用要請活動：10月～2月
法定雇用率を下回っている官公庁、企業を訪問し
障害者の雇用を要請

ウ 障害者就業・生活支援センター

県の指定を受け障害者の就業及びこれに伴う日常生活の支援を行っている就業・生活支援センターの、社会福祉法人八ヶ岳名水会、財団法人住吉病院、社会福祉法人ぶどうの里に対し、その円滑な運営と適正な業務執行を指導し、より多くの障害者の雇用の促進、職場定着を図る。

③ 母子家庭の母等の職業訓練

各市で策定、又は策定予定の「自立支援プログラム」に基づき、母子家庭の母、児童扶養手当受給者、生活保護受給者の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用した準備講習付き職業訓練を実施する。

なお、総合事務科（チャレンジマザー就職支援事業）と同じく訓練期間中に託児サービスを行い、訓練が受講しやすいよう配慮する。

- ・実施校：就業支援センター
- ・訓練形態：民間教育訓練機関に委託
- ・訓練コース：OAビジネスコース
- ・対象者：母子家庭の母で就業経験がないか職業経験の少ない者
自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者であって、公共職業安定所に求職申込を行っている者

- ・ 実施期間：3月間
- ・ 定員：15人

5 国際化と職業能力開発

- ・ 外国人を対象とする随時3級、基礎1級、基礎2級の技能検定を実施する。
- ・ 企業活動の国際化の進展等に対応して、国際感覚を持った人材の育成の観点から在職労働者に対する外国語等に関する講座を設ける。
- ・ 県が行う海外研修員受け入れ事業については、公共職業能力開発施設への受け入れを積極的に行う。

6 職業能力開発施策の推進体制

(1) 公共部門と民間部門との役割分担

民間教育訓練機関により実施可能な訓練コースについては、公共部門による設定を削減し効率化を図るとともに訓練終了後の就職率による評価を進める。

(2) 施策評価を通じた効率的な施策の推進

行政評価システムによる事業評価結果を踏まえて、事務の効率化、経費の削減、事業の見直しを行う。

(3) 施策の周知・広報

- ・ 民間教育訓練の振興を図るため、県発行の情報誌「やまなし労働」や関係諸団体が発行する機関誌、広報誌を活用するとともに、各職業能力開発校のホームページを充実し、教育訓練に関する情報を積極的に提供する。
- ・ 雇用・能力開発機構及び県職業能力開発協会のインターネットを活用した「能力開発情報システム」(ADD S)等により職業能力開発に関する情報を提供する。
- ・ 在職者訓練の受講を促進するため、県、雇用・能力開発機構及び県職業能力開発協会の共同による情報誌「能力開発セミナー」を発行し、講座についての広報に努める。

7 推進目標

計画の推進状況について評価を行うため、次のとおり目標を設定する。

目標項目	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 目標	平成 22 年度 目標
認定職業訓練校数	25 校	26 校	37 校
認定職業訓練生数	1,711 人	2,020 人	3,580 人
中小企業人材開発センター利用者数	65,379 人	63,000 人	67,500 人
職業能力開発推進者数	1,076 人	1,076 人	930 人
公共職業訓練の訓練生数	3,230 人	3,332 人	3,435 人
公共職業訓練修了者の就職率(修了3ヵ月後)	64.2 %	72.0 %	75.0 %
障害者委託訓練の受講者数	77 人	77 人	80 人
障害者委託訓練修了者の就職率(修了3ヵ月後)	33.3 %	42.3 %	50.0 %
技能検定受検申請者数	1,914 人	1,890 人	1,890 人
技能塾・体験教室等の参加者数	1,861 人	1,390 人	1,390 人